様式第１２（第１７条関係）

（表　面）

第　号

電気事業法等の一部を改正する等の法律

附則第３４条第１項又は第２項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

写真

押出スタンプ

経済産業大臣（電力・ガス取引監視等委員会委員長又は経済産業局長）㊞

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。

（裏　面）

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則抜粋

第３４条　経済産業大臣は、附則第２２条から第２５条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、附則第２８条から第３１条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧簡易ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第４５条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

六　附則第３４条第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則第二条中「以下」の下に「この項において」を加え、同条に次の二項を加える。

２　旧一般ガスみなしガス小売事業者については、ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十五号）による改正前のガス事業法施行規則（以下この項及び次項において「旧施行規則」という。）第七条、第十二条から第十七条まで、第十九条の二から第十九条の三の三まで、第二十条、第百二十一条、様式第三、様式第四、様式第八から様式第十二まで、様式第十四の二、様式第十四の二の二及び様式第十五の規定は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二十二条第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し	事業開始	指定旧供給区域等小売供給開始
第七条	法	電気事業法等の一部を改正する定四電気事業法等の一部改正法（平成二十七年第四十七号。以下「改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定により有するものとされる改正前のガス事業法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項の義務を負う間
	書事業開始届出	指定旧供給区域等小売供給開始届出書
第十二条の見出し	供給区域等	指定旧供給区域等
	事業開始	指定旧供給区域等小売供給開始
第十二条	法第三十三条第六項	改正法附則第二十二条第六項
第十二条の見出し	事業	指定旧供給区域等小売供給
第十三条	事業譲渡認可申請書	指定旧供給区域等小売供給譲渡譲受認可申請書
第十三条第三号	事業の	指定旧供給区域等小売供給の
	事業に	指定旧供給区域等小売供給に